様式第111号の2（第43条関係）

差押財産の使用収益を許可する。

|  |
| --- |
| 上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命ずる。年　　月　　日　　　　　　　殿村事務吏員　　　　　　　　　　㊞ |
| 上記の財産は、通知のあるまで無償で保管します。年　　月　　日村事務吏員　　殿㊞ |
| 記1　「延滞金額」は、納期限（更正、決定、修正申告書の提出があった場合は、その納期限）の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じ、当該税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます｡）に年14.6パーセント（納期限（更正、決定、修正申告書の提出があったものは、申告納付（納入）すべきであった納期限までの期間、又はこの納付（納入）すべき納期限）の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した金額です。なお計算した額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又は全額は切り捨てます。2　「滞納処分費」は滞納処分に要した費用で、（　）書の金額は、この調書作成の日までのものです。 |
| 注意 | この差押について不服があるときは、この謄本を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により村長に審査請求をすることができます。 |